

総合保健福祉施設 運営基本方針 (案)

【管理関係】

1・運営方式

直 営 (※一部業務委託)

【開館関係】

1・貸 室

- (1) 対象諸室：多目的ホール、会議・研修室、和室、調理実習室
- (2) 休 館 日：12月29日から1月3日まで
- (3) 開館時間：午前9時から午後10時まで
- (4) 使用申請：必 要
- (5) 使 用 料：有 料（料金等は別途検討中）
- (6) 貸出対象：施設の設置目的に鑑み営利目的の使用は不可（ただし、教養及び文化の育成に資するもの等は使用可能）

2・屋内パブリックスペース

- (1) 対象諸室：交流カフェ、図書コーナー、授乳・おむつ交換室、キッズコーナー
暮らしのイマ （ラウンジは平日のみ使用可）
- (2) 休 館 日：12月29日から1月3日まで
- (3) 開館時間：午前8時30分から午後5時まで
- (4) 使用申請：不 要
- (5) 使 用 料：無 料

3・屋外パブリックスペース

- (1) 対象諸室：ヒロバ、芝生広場、ステージ、地域のにわ、通りニワ
- (2) 休 館 日：12月29日から1月3日まで
- (3) 開館時間：午前8時30分から午後8時まで
- (4) 使用申請：原則必要（芝生広場・地域のにわ・通りニワ部分の個人使用については不要）
- (5) 使 用 料：原則無料

4・保健センター

- (1) 対象諸室：プレイルーム、診察（相談）室、授乳室
- (2) 休 館 日：閉庁日と同じ
- (3) 開館時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 使用申請：一般への貸し出し不可（授乳室の利用は可）
＊プレイルームは社協のサロン、ボランティアグループに貸し出し可

5・国保診療所

★現在の診療体制を継続予定（診察時間：平日 9時～正午・14時～16時）

6・社会福祉協議会

★事務局は行政窓口と同様の業務形態

★ホームヘルプステーションの業務日は通年で時間は午前8時30分から午後6時30分まで

7・福祉課

★本庁と同じ